

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において本件事故前から飼っていた犬を、避難先では飼うことができなかつたため平成23年8月から平成30年1月まで東京の親族に預けて謝礼を支払っていた申立人について、平成23年8月分から平成26年7月分まで月額3万円、同年8月分から平成29年7月分まで月額1万5000円の合計162万円が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 申立人と被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

損害項目：ペットを預けたことにかかる謝礼

期 間：自平成23年8月至平成29年7月

2 被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、162万円の支払義務があることを認める。

3 （支払方法省略）

4 申立人と被申立人は、第1項の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年3月2日

（仲介委員 梶田 由貴）